

(案)

事業者の皆様へ

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
許可申請の手引

令和6年4月
(令和6年3月時点)

高槻市都市創造部審査指導課

はじめに

戦後、人口急増に伴い宅地開発が進められた造成地において、集中豪雨等により崖崩れ等の災害が頻発したことを踏まえて昭和36年に「宅地造成等規制法」が制定されました。同法では、宅地造成に伴い崖崩れや土砂の流出による災害が生ずるおそれが大きい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」として指定し、規制を行う制度でした。

その後、令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩壊し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」を法律名、目的も含め抜本的に改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が令和5年5月26日に施行されました。具体的には、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」として指定し、当該区域内で行われる一定規模以上の盛土等（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事）を許可に係らしめるとともに、土地所有者等だけでなく原因行為者に対しても是正措置等を命令することができる制度となりました。

この手引きは、宅地造成及び特定盛土等規制法の制度及び宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う上で必要な手続並びに基準についてとりまとめたものです。

本手引に記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法	宅地造成及び特定盛土等規制法
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則
細則	高槻市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
開発条例	開発事業の手続に関する条例

目 次

1	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要	4
1-1	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨	4
1-2	許可を要する工事	4
1-3	許可を要しない工事	5
2	許可権者	7
3	工事の技術的基準及び設計者資格	7
3-1	宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準	7
3-2	土石の堆積に関する工事の技術的基準	9
3-3	資格を有する者の設計対象工事、設計者資格	10
4	事前相談	11
5	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等	12
5-1	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領	12
5-2	擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領	21
5-3	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可等手数料	21
6	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可後における留意事項	22
6-1	許可の条件	22
6-2	検査・定期報告	23
7	申請手続の流れ	25
8	手続の一覧	26
9	問い合わせ先	27

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要

1-1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において、新規に行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行うための許可制度です。

本手引内の用語の定義は、下表のとおりです。

表1-1 用語の定義

用語	定義
宅地	次に掲げる土地以外の土地をいいます。 ・農地、採草牧草地、森林、道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）
農地等	農地、採草牧草地及び森林をいいます。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更をいいます。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものをいいます。また、特定盛土等は宅地造成を包含します。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるものをいいます。
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいいます。
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く。）をいいます。（政令第1条）
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。

1-2 許可を要する工事

規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で一定規模を超えるものとなります。なお、本市は市域全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定しています。

表1-2 許可を要する工事

行為	対象規模
宅地造成 (法第2条、政令第3条、省令第8条第9号)	①盛土で高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で高さが2mを超える崖を生ずるもの（注2） ③盛土と切土とを同時に行い、高さが2mを超える崖を生ずるもの（①、②を除く）
特定盛土等 (法第2条、政令第3条、省令第8条第9号)	④盛土で高さが2mを超えるもの（①、③を除く） ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超え、かつ、厚さが30cmを超えるもの（①～④を除く）
土石の堆積（注1） (法第2条、政令第4条、省令第8条第10号イ、ロ)	①最大時に堆積する高さが2mを超え、かつ、面積が300㎡を超えるもの ②最大時に堆積する面積が500㎡を超え、かつ、厚さが30cmを超えるもの

注1：土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

注2：二次造成地における切土で高さが1m超の崖となる場合は、地山に対して1m超の盛土がされたものとして取扱い、許可が必要となります。ただし、地山の切土であることが確認できる場合は協議の対象となります。

1-3 許可を要しない工事

表1-3 許可を要しない工事

区分	具体的な内容
公共施設用地 (法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項)	道路、公園、河川 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、省令第8条第1項各号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・ 採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用水排水施設の新設等）等 ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・ 土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・ 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・ 高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事 ・ 土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・ 政令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが30cmを超えないもの ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注1）であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注2）又はその付近（注3）に堆積するもの（注4）
みなし許可となる工事 (法第15条各項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国または都道府県、指定都市もしくは中核市と許可権者との協議が成立した工事 ・ 都市計画法第29条第1項、第2項の許可を受けて行われる工事
その他法の対象外となる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（注5）（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であつてその前後の土地の地盤面の標高差が30cmを超えないもの）

注1：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

注2：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）のうち本体の工事が行われている土地と当該土地の相互の間隔が直線距離で10km以内のものについては、工事の現場として取り扱います。

注3：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

注4：工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

注5：営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農業委員会事務局に対して許可申請前に相談を行ってください。

2 許可権者

【法第12条に基づく許可権者】

高槻市長

(宅地造成等に関する工事の許可)

第12条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

※都道府県知事：指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長

3 工事の技術的基準及び設計者資格

本市では、国の「盛土等防災マニュアル」を基に宅地造成等に関する工事の技術的指導基準をとりまとめています。詳細は、申請窓口で確認してください。

- ・「鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリートの擁壁の設計・施工基準」
- ・「練積み擁壁の構造基準」
- ・「排水施設の基準」

(ダウンロード：「盛土等防災マニュアル」)

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611436.pdf>

3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

表3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

(法第13条第1項、政令第7条～第18条)

技術的基準	政令	内容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について（締め固め、透水層、地すべり抑止ぐい等）
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について（勾配）
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質試験等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
擁壁の設置に関するもの	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について（注1）

3-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

表3-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

(法第13条第1項、政令第19条)

技術的基準	政令	内容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第19条第1項第1号	勾配の制限について(勾配1/10以下)
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について(地盤の改良等)
	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について(側溝の設置等)
	第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について

土石の堆積に係る技術的基準(政令)

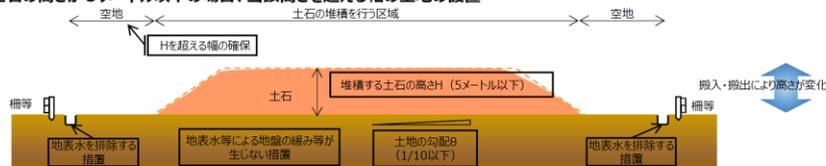
※全項目、新規に規定

概要	規定
地盤の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 堆積する土地の地盤の勾配は10分の1以下(堆積した土石の崩壊を防止するために必要な措置を講ずる場合を除く) 地表水等による地盤の緩み等が生じない措置
周辺の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 次の(イ)(ロ)いずれかに該当する空地(勾配10分の1以下)の確保 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地 (ロ) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地 堆積した土石の周囲への柵等の設置 ※ただし、堆積する土石の高さを超える鋼矢板を設置するもの等は除く
土石の崩壊防止措置	堆積した土石の崩壊を防止するため地表水を排除する措置

(注)「土石の堆積」とは、一定期間を経過した後に搬出することを前提とした、土石を堆積する行為

【参考】土石の堆積に係る技術的基準(政令)全般の概念図

(イ) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



(ロ) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



※「柵等」は、地区内に人がみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も適用可能
 「排水施設」は、地表水の流入を防止できるのであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能

5

「盛土等防災マニュアルの主な改正概要と考え方」より

3-3 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格

1 資格を有する者の設計対象工事（法第13条第2項、政令第21条）

- ・ 高さが5mを超える擁壁の設置
- ・ 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

2 設計者資格（法第13条第2項、政令第22条、省令第35条、建設省告示第1005号）

上記1の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

- ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者
- ② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
- ③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者
- ④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者
- ⑤ 国土交通大臣及び農林水産大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認めたる者
 - ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
 - イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
 - ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者
 - エ 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了したもの
 - オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣及び農林水産大臣が省令第35条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

4 事前相談

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、事前に許可の要否や許可の見通しがあるのか確認しておく必要があります。

事前相談書に必要書類を添えて、申請窓口にて事前相談をしてください。

事前相談を完了した後、許可申請までに、周辺地域の住民に対し、説明会の開催等による工事の内容の周知が必要となります。

(住民周知の内容は表5-2参照、住民周知の範囲は表5-2注3参照)

様式は、高槻市のホームページで公表しています。

盛土規制法の申請書類（事前相談書）

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/49/5905.html>

5 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等

5-1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書は、次の要領で作成し申請窓口へ提出してください。

表5-1 申請書提出部数

区 分		部 数
申請書 提出部数	正本	1部
	副本	1部
	合計	2部

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書作成に当たっての留意点

- ①「工事主住所氏名」
 - ・工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで、自らその工事をする者を記載して下さい。
- ②「工事施行者住所氏名」
 - ・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載して下さい。
- ③「土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）」
 - ・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。
 - ・申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載して下さい。）
 - ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。
 - ・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用して下さい。
<リンク：[地理院地図 / GSI Maps | 国土地理院](#)>
- ④「土地の面積」
 - ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。
 - ・申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載して下さい。
- ⑤「工事着手前の土地利用状況」及び「工事完了後の土地利用」
 - ・宅地造成又は特定盛土等のどちらに該当するか判別できるよう、工事前後の土地利用について宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記載して下さい。加えて、擁壁等の施設が適切か否か確認できるよう、建築物等の建築の有無等の具体的な内容まで記載して下さい。
- ⑥「盛土のタイプ」
 - ・盛土のタイプは次の分類から選択して下さい。（複数選択可）
 - （1）平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - （2）腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

(3) 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

⑦「土地の地形」

・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。(政令第7条第2項第2号、省令第12条)

(1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

(2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

(3) (1)、(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地

・「溪流等」の範囲とは、溪床10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲を基本とします。

盛土等防災マニュアルの主な改正概要と考え方

V 盛土 盛土等防災マニュアル 3～7ページ

【考え方】
5. 溪流等における盛土の基本的な考え方（新規）
 ● 溪流等における盛土は、**慎重な計画が必要であり、極力避ける必要がある。**やむを得ず、溪流等において盛土を行う場合には、**次頁の措置を必要とする。**
 ● ここでいう「溪流等」が指す範囲は、下記(1)及び(2)の範囲を基本とする。
 ● 現地にて湧水や地下水の影響が懸念される場合は**溪流等に該当するものとして取扱うこと**、また、現地の状況に応じてその**範囲を拡大・縮小することも可能**である。

(1) 溪床勾配10度以上の勾配を呈し、**0次谷^{※1}を含む一連の谷地形^{※2}の底部の中心線（上端は谷地形の最上部まで含む）**
 (2) (1)からの距離が**25メートル以内の範囲**
 (3) 自治体は、**地形・地質条件に応じて溪流等の範囲を拡大・縮小することが可能**
 (4) 自治体は、**開発事業者等に対し、範囲設定の考え方を明確にすることが必要**

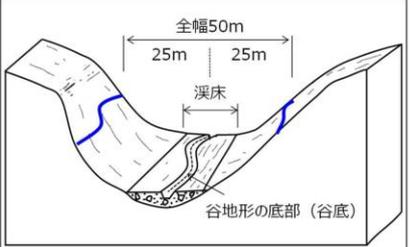


図 溪流等の概念図

※1 0次谷：
 常時流水のないものを含めた谷型の地形のうち、地形図の等高線の凹み具合から、等高線群の間口よりも奥行が小さくなる地形をいう。谷地形の源頭部や谷壁斜面等の凹地部分が該当する。

※2 一連の谷地形：
 上流から下流へ流下経路が連続する一続きの谷地形をいう。

(1) 溪床勾配10度以上の勾配を呈す一連の谷地形の抽出 (2) (1)からの距離が25メートル以内の範囲の設定

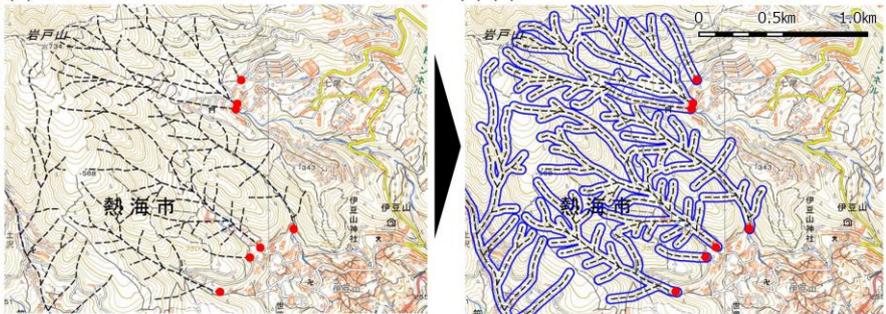


図 地形図をもとにした溪流等の範囲の設定事例
 (地理院地図(1/25,000地形図)を基に作成)

●	等高線間隔から抽出した溪床勾配10度の境界
—	谷地形の底部の中心線
■	谷地形の底部の中心線からの距離が25m以内の範囲

17

「盛土等防災マニュアルの主な改正概要と考え方」より

⑧土石の堆積における「工事の目的」

・特定の工事に付随し期間が限定されるものか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものか具体的に記載して下さい。特定の工事に付随する場合はその工事の工程表も添付して下さい。

⑨「工事の概要」

イ. 盛土又は切土の高さ

・「1-2許可を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載して下さい。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入して下さい。

ロ. 盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積

- ・許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります。

フ. 工程の概要

- ・工程表を添付して下さい。

⑩「その他必要な事項」

- ・他法令による許認可の状況をすべて記入して下さい。

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の変更許可申請書作成にあたっての留意点

- ・変更前後が分かるように記入（変更前は朱書記入）して下さい。
- ・次に掲げる変更については、軽微な変更の届出の対象となります。（省令第38条）
 - （1）工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
 - （2）工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（土石の堆積に関する工事については、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図書は、次のとおりです。

なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

表5-2 許可申請に必要な書類

書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1. 許可申請書		・申請者、工事の概要等を記載	要	要	(省令第7条第1項)
2. 設計者資格証明書	卒業証明書	・高さが5mを超える擁壁の設置・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置	左記の設計をするときは要	左記の設計をするときは要	設計者の資格は、「3-3 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格」を参照のこと
	実務経歴証明書				
	資格、免許等の写し				
3. 構造計算書		・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要（注1） ・構造計画、応力算定及び断面算定	備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 (省令第7条第1項第2号) ・崖面崩壊防止施設の場合 (政令第14条、省令第31条)

		<ul style="list-style-type: none"> 措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等 	-	備考に該当する場合は要	<ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置等する場合（政令第19条第1項、省令第32条）
			-	備考に該当する場合は要	<ul style="list-style-type: none"> 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合（政令第19条第2項、省令第34条第1項第1号）
4. 地盤、崖面及び溪流等における盛土の安定計算書		<ul style="list-style-type: none"> 土質試験その他の調査 試験に基づく安定計算書 	備考に該当する場合は要	-	<ul style="list-style-type: none"> 災害の生じるおそれが特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合（省令第7条第1項第3号） 崖面を擁壁で覆わない場合（省令第7条第1項第4号）
		<ul style="list-style-type: none"> 盛土の安定計算書 	備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	<ul style="list-style-type: none"> 溪流等において盛土をする場合
5. その他審査に必要な書類	許認可等の写し	<ul style="list-style-type: none"> 他の法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類 	要	要	
	委任状	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は実印朱肉で捺印、代理人は朱肉で捺印 	備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	<ul style="list-style-type: none"> 代理人が申請手続きを行う場合
	土地・工作物登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地登記簿謄本 	要	要	<ul style="list-style-type: none"> 受付日より3か月以内のもの
	大臣認定擁壁	<ul style="list-style-type: none"> 認定書（製品、工場） 計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類 	当該擁壁を使用する場合は要	当該擁壁を使用する場合は要	（政令第17条）

<p>工事主の資力・信用に関する書類</p>	<p>〈共通事項〉 ・資金計画書 ・預金残高証明書（融資証明書） 〈個人の場合〉 ・住民票又は個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し ・最近2年の所得税の納税証明書 〈法人の場合〉 ・登記事項証明書 ・事業経歴書 ・役員の①住民票又は個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当するものの上記①及び当該株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類 ・最近2事業年度の法人税、法人事業税の納税証明書</p>	<p>要</p>	<p>要</p>	<p>（法第12条第2項第2号、省令第7条第1項第7号～第9号、細則第3条）</p>
<p>工事施行者の能力に関する書類</p>	<p>・法人の登記簿謄本 ・事業経歴書 ・建設業の許可証明書</p>	<p>要</p>	<p>要</p>	<p>（法第12条第2項第3号、細則第3条）</p>
<p>申請地及びその周辺の写真</p>		<p>要</p>	<p>要</p>	<p>（省令第7条第1項第6号）</p>
<p>宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事施行同意書（印鑑証明書）</p>	<p>・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事区域内の土地またはその土地にある工作物について、造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得なければならない場合に、それらの者の同意を得たことを証する書類（同意書、同意者の印鑑証明書、同意者の資格証明書（法人の場合））</p>	<p>要</p>	<p>要</p>	<p>妨げとなる権利とは所有権、地上権、質権、賃借権、抵当権、先取得権等がある （法第12条第2項第4号、省令第7条第1項第10号、細則第3条）</p>

	住民への周知措置を講じたことを証する書面（注2）	<ul style="list-style-type: none"> ○住民周知の範囲 ・（注3）の表に示す範囲 ○開催方法毎の必要書類 〈説明会開催の場合〉 ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料（議事録または議事要約、説明会に用いた資料等） 〈書面配布の場合〉 ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等 〈掲示及びインターネットによる場合〉 ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し（URL含む） 	要	要	<p>（省令第6条、第7条第1項第11号、）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知する工事の内容 ①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土（土石の堆積の最大堆積）の高さ ⑥盛土又は切土（土石の堆積）をする土地の面積 ⑦盛土又は切土（土石の堆積の最大）の土量
	工事主の誓約書（注4）	<ul style="list-style-type: none"> ・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等（注5）に該当しないことの誓約 ・暴力団員との関係を有しないことの誓約 	要	要	

注1：崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付して下さい。

注2：状況によりその他の図書の添付を求める場合があります。また、次にあげる土地において15mを超える盛土を行う場合は、説明会開催が要件となります。

- ・政令第七条第二項第二号に規定する土地（渓流等）

注3：住民周知の範囲（状況によりその他の対象範囲に周知を求め場合があります。）

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方（注5）	参考図
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲（※参考図Lの範囲）	
腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲（※参考図Iの範囲）	
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15メートルを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	・下流の溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図）	

注4：様式は、高槻市ホームページで公表しています。

盛土規制法の申請書類

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/49/5905.html>

注5：破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等

- (a) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (b) 本法、宅地造成等規制法、森林法、大阪府砂防指定地管理条例、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例若しくは大阪府内の市町村が定める土砂埋立て等の規制に関する条例又はこれらの法律等に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (c) 本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- (d) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

表5-3 許可申請に必要な図書

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1. 位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	要	要	(省令第7条第1項第1号)
2. 地形図	・方位及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	1/2,500以上	要	要	等高線は、2mの標高差を示すものとする。 (省令第7条第1項第1号)
3. 平面図	・方位及び土地の境界線並びに、盛土(赤色で着色)又は切土(黄色で着色)をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	要	-	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第1項第1号)
	・方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	-	要	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第2項第1号)
4. 断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	要	-	高低差の著しい箇所について作成すること。 (省令第7条第1項第1号)
	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	-	要	申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように断面図を作成すること。 (省令第7条第2項第1号)
5. 排水施設の平面図	・排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾	1/500以上	要	-	汚水・雨水を区分すること。 流量計算書及び流域図を添付すること。

	配、水の流れの方向、吐出口の位置及び放流先の名称				土石の堆積については、平面図に記載すること (省令第7第1項第1号)
6. 崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	要	-	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 (省令第7条第1項第1号)
7. 擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	要	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置等として設置する場合は要	コンクリート擁壁の場合は構造計算書を添付のこと。 (省令第7条第1項第1号)
8. 擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料、内径、透水層の位置及び寸法	1/50以上	要	-	(省令第7条第1項第1号)
9. 崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	要	-	(省令第7条第1項第1号)
10. 崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	要	-	(省令第7条第1項第1号)
11. 地籍図	・土地の境界（赤枠で囲むこと）並びに土地の地番を示すこと。		要	要	
12. 現況地番図	・同上		要	要	所有者名及び地目を記入すること。
13. 排水施設構造図	・構造詳細図	1/50以上	要	要	
14. 防災計画平面図	・防災工事計画の詳細	1/500以上	要	-	
15. 防災施設構造図	・同上	1/50以上	要	-	
16. 求積図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	1/500以上	要	要	

5-2 擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領

宅地造成等工事規制区域において、次の工事を行う場合、又は、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、それぞれ法第21条第3項又は法第21条第4項に基づき、次の要領で届出書を作成し、申請窓口へ次表の部数を提出してください。

ただし、法第12条第1項の許可、法第16条第1項の変更許可、第16条第2項の届出、及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは除きます。

表5-4 届出書提出部数

	区 分	市長届出
届出書 提出部数	正本	1部
	副本	1部
	合計	2部

表5-5 届出書の規模

書類の名称	工事の内容	提出期日	様 式	備 考
届出書	次の全部又は一部の除却工事を行う場合 ①高さが2メートル超の擁壁又は崖面崩壊防止施設 ②地表水等を排除するための排水施設 ③地滑り抑止ぐい等	工事に着手する日の14日前まで	様式第17	(法第21条第3項、政令第26条各項)
	公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合	転用した日から14日以内	様式第18	(法第21条第4項)

・添付書類は位置図、平面図、断面図（ただし断面図は法第21条第3項の届出の場合に限る）

擁壁等に関する工事の変更届出書についての留意点

- ・届出書に係る事項を変更しようとする場合は、細則第11条に基づく様式第11号により変更届出書を提出しなければなりません。

5-3 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可等手数料

次のとおり許可等申請手数料を定めています。

高槻市手数料条例

<https://www. . . .> (調整中)

6 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可後における留意事項

6-1 許可の条件

本市では、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事許可時に、次のような許可の条件を付しています。(法第12条第3項)

- 1 工事施工中は、施行区域の周辺地に、土砂流出等による害を与えないよう留意するとともに、適切な防災処置を講じることによって万全を期すること。
- 2 工事施工中は雨水をすみやかに排除するため必要な暗渠・開渠及び仮排水路等を設け、工事期間中その機能を失わないよう管理を適正に行うこと。
- 3 工事施工中は、気象予報などに十分注意を払い、豪雨出水その他天災に対する防災措置に万全を期すること。
- 4 工事を中止した場合は直ちに市長に届け出るとともに、市長の指示する必要な措置を講じること。
- 5 計画を変更しようとする場合は、事前に本市と協議し必要な手続きを行うこと。
- 6 隣地及び道路との取合については、関係者と十分協議し支障のないようにすること。
- 7 「宅地造成及び特定盛土等規制法第25条による報告事項指示書」の内容を遵守すること。
- 8 許可申請時に工事施行者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に法第16条第1項の許可を受けること。なお、工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があること。
- 9 その他

6-2 検査・定期報告

1 検査・定期報告の提出部数

表6-1 申請書提出部数

区 分		市長許可
申請書等 提出部数	正本	1部
	副本	1部
	合計	2部

2 中間検査

中間検査は、施工後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

※中間検査申請には、申請手数料が必要となりますので、詳細については、「5-6 許可等申請手数料」にてご確認ください。

表6-2 中間検査の対象規模等

行為	検査を要する規模	対象工程	申請書類	検査申請時期
宅 地 造 成 又 は 特 定 盛 土 等	①盛土で高さが2mを超える崖を生ずるもの ②切土で高さが5mを超える崖を生ずるもの ③盛土と切土とを同時に行い、高さが5mを超える崖を生ずるもの（①、②を除く） ④盛土で高さが5mを超えるもの（①、③を除く） ⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超え、かつ、厚さが30cmを超えるもの（①～④を除く）	盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管を配置する場合	様式第13、検査対象を明示した平面図、検査対象の写真	暗渠排水管配置完了から4日以内

3 定期報告

定期報告は、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。定期報告の対象となる報告事項は、報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等（鋼矢板や構台等）に関する工事の進捗状況となります。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

表6-3 定期報告の対象規模等

行為	報告を要する規模	報告事項	申請書類	報告の期間	報告の期限
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①~④を除く)	報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グランドアンカー、その他の土留の施行状況	様式第9号、盛土、切土をしている土地の写真、報告対象を明示した平面図	許可日から3か月ごと	左記「報告の期間」の末日から7日以内
土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	報告時点における土石の堆積の施行状況(空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。なお、前回報告時点からの新たな堆積及び除却された土石の土量を含む)	様式第10号、土石の堆積を行っている土地及びその周辺の写真		

4 完了検査等

当該工事が開発事業等の許可の内容に適合していることを判定するため、完了検査を実施します。

表6-4 完了検査

行為	区分	申請書類	検査申請時期
宅地造成又は特定盛土等	完了検査	様式第9	工事完了から4日以内
土石の堆積	確認申請	様式第11	

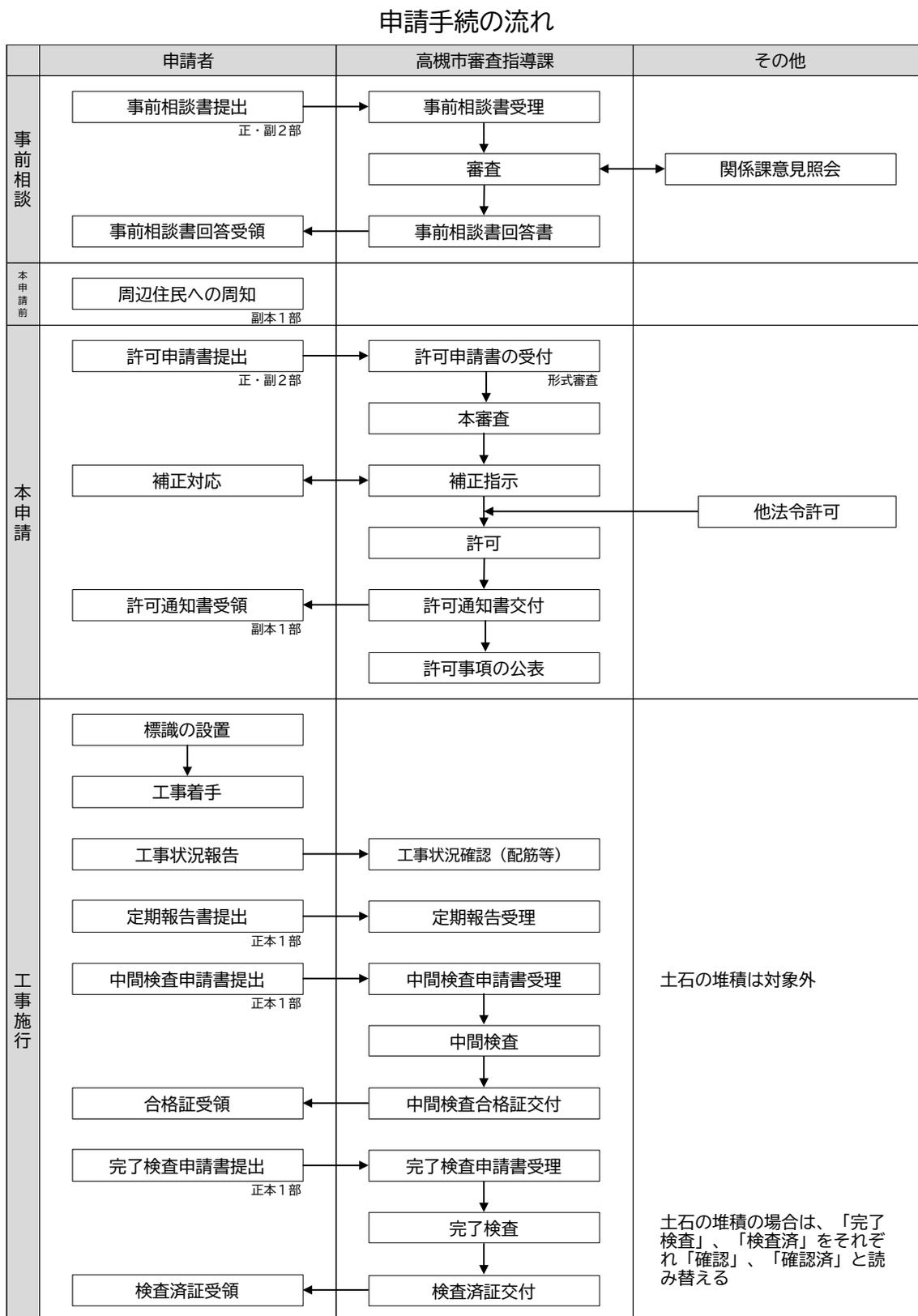
5 留意事項

検査・定期報告は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実にいき、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- ① 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- ② 検査日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと
- ③ 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- ④ 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- ⑤ 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること
- ⑥ 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること

7 申請手続の流れ

表7-1 申請手続の流れ



※規模、行為等に応じて本申請前に開発事業の手続等に関する条例に基づく事前協議が必要な場合があります。

8 手続の一覧

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請（法第12条第1項、法第30条第1項）のほか、必要に応じて次の手続が必要となります。

表8-1 手続の一覧

		手続の種類	根拠法令等	様式
事前相談		宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に当たり行う事前の相談	—	「4 事前相談」参照
許可申請・届出	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請	法第12条第1項	様式第2（省令第7条第1項）
		土石の堆積に関する工事の許可申請	法第12条第1項	様式第4（省令第7条第1項）
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請	法第16条第1項	様式第7（省令第37条第1項）
		土石の堆積に関する工事の変更許可申請	法第16条第1項	様式第8（省令第37条第2項）
		宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出	法第16条第2項	様式第6号（細則第7条）
掲示	標識の掲示	法第49条	様式第23又は第24（省令第87条第1項又は第2項）	
工事等の届出	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出（宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定の際、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行っている場合）	法第21条第1項	様式第15（省令第52条第1項）
		土石の堆積に関する工事の届出（宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定の際、土石の堆積に関する工事を行っている場合）	法第21条第1項	様式第16（省令第52条第3項）
		擁壁等に関する工事の届出（高さ2m超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合）	法第21条第3項	様式第17（省令第55条）
		公共施設用地の転用の届出（公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合）	法第21条第4項	様式第18（省令第56条）
	変更	届出工事（法第21条第3項）の変更届出	細則第11条	様式第11号（細則第11）
		宅地造成等に関する工事の／中止／再開／廃止／届出	細則第12条	様式第12号（細則第12条）
		中間	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請	法第18条第1項
報告	定期	宅地造成等に関する工事の定期報告	法第19条第1項	様式第9号（細則第9条第1項）
	土石の堆積に関する工事の定期報告	法第19条第1項	様式第10号（細則第9条第2項）	
検査完了	完了	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請	法第17条第1項	様式第9（省令第40条）
	土石の堆積に関する工事の確認申請	法第17条第4項	様式第11（省令第43条）	

各種申請に必要な様式について、高槻市のホームページで公表しています。

盛土規制法の申請書類

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/49/5905.html>

9 問い合わせ先

表9-1 問い合わせ先

部署名	場 所	電話番号	備 考
都市創造部審査指導課	本館6階	072-674-7567	許可申請全般について
都市創造部下水河川企画課	本館7階	072-674-7432	排水について
街にぎわい部農林緑政課	総合センター9階	072-674-7402	森林について
農業委員会事務局	総合センター9階	072-674-7421	農地について